⑵　同頁１段目「１　調達内容　⑹　入札・開札の日時及び場所」の「令和２年５月20日午後１時30分」を「令和２年６月10日午後１時30分」に訂正します。
⑶　同頁３段目「３　入札者に求められる義務等」の「令和２年４月27日午前10時30分」を「令和２年５月20日午前10時30分」に訂正します。
⑷　同頁４段目「7　Summary　⑷　Fulfillment period :」の「From contract date Through 30 April 2026」を「From contract date Through 31 July 2026」に訂正します。
⑸　同頁４段目「7　Summary　⑹　Time limit for tender :」の「10：30 AM 27 April 2020」を「10:30 AM 20 May 2020」に訂正します。
⑹　35頁に掲載の調達内容について、入札説明書を以下のとおり訂正します。
ア　入札説明書「Ⅰ　入札及び契約に関する事項　２　調達内容　⑸　入札・開札の日時及び場所」
訂正前：2020年５月20日午後１時30分
訂正後：2020年６月10日午後１時30分
イ　入札説明書「Ⅰ　入札及び契約に関する事項　６　入札者に求められる義務等　⑴　入札者に求められる義務」
訂正前：2020年４月27日午前10時30分
訂正後：2020年５月20日午前10時30分

入札公告の取消

令和２年５月15日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長　高石　利美
◎調達機関番号　807　◎所在地番号　14
令和２年３月27日（号外政府調達第56号・22ページ）掲載の入札公告中「船舶用軽油　約130kℓ（船舶毎の詳細は入札説明書のとおり）」は取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進（Ⅰ）型」である。
令和２年５月15日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　Ｒ２横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ｃランプ２号橋上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　神奈川県横浜市栄区田谷町地先
⑷　工事内容　工場製作工　約900ｔ、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式、架設工　１式、支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から令和４年１月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約900ｔ
⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
詳細は、入札説明書による。
⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　出来高部分払方式
⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧　「設計変更審査会」の設置対象工事
⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑩　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑪　工事工程表の開示試行工事
⑫　週休２日制適用工事【発注者指定型】
⑬　新技術導入促進（Ⅰ）型
⑭　「生産性向上チャレンジ」試行対象工事
⑮　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑯　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑰　技術者育成交代モデル工事（試行）
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
①　鈑桁橋（ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋は施工実績として良い。）
②　３径間以下の箱桁橋（ただし、連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。）
㋒　最大支間長が50m以上であること。
ただし、上記㋐～㋒は、同一工事であること。
また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐～㋒の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和３年６月20日までを予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
詳細は入札説明書による。